

特別事業計画の変更の認定申請について

2026年3月18日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、3月13日に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」）に対して、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第43条第1項の規定に基づき、要賠償額の増加に伴う資金援助額の変更を申請しております（同日に公表済み）。

これを踏まえ、同法第46条第1項の規定に基づき、1月26日に認定を受けた特別事業計画の変更について、機構の運営委員会による議決を経て、本日、機構と共同で主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）に対して、認定申請いたしました。

なお、特別事業計画の変更内容につきましては、主務大臣による認定を受け次第、速やかにお知らせいたします。

以 上